

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年 2月26日

【会社名】 シリコンスタジオ株式会社

【英訳名】 Silicon Studio Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 寺田 健彦

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号

【電話番号】 03-5488-7070

【事務連絡者氏名】 コーポレートサービス本部長 梶谷 眞一郎

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号

【電話番号】 03-5488-7070

【事務連絡者氏名】 コーポレートサービス本部長 梶谷 眞一郎

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 新株予約権証券及び
新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集(売出)金額】

(第5回新株予約権)

その他の者に対する割当 6,050,000円

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の
合計額を合算した金額

107,850,000円

(第6回新株予約権)

その他の者に対する割当 420,000円

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の
合計額を合算した金額

285,460,000円

(第7回新株予約権)

その他の者に対する割当 140,000円

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の
合計額を合算した金額

285,180,000円

(第8回新株予約権)

その他の者に対する割当 2,350,000円

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の
合計額を合算した金額

63,450,000円

(第9回新株予約権)

その他の者に対する割当 4,620,000円

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の
合計額を合算した金額

147,140,000円

(第10回新株予約権)

その他の者に対する割当 4,620,000円

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の
合計額を合算した金額

147,140,000円

(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、発行価額の総額
に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算し
た金額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に
行使が行われない場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株
予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
は減少します。

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、平成30年2月26日に、第19期有価証券報告書（自平成28年12月1日 至平成29年11月30日）ならびに臨時報告書を関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、平成30年2月16日に提出した有価証券届出書及び平成30年2月20日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、当該有価証券報告書ならびに臨時報告書を参照書類に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するとともに、添付書類である「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差し替え、「平成29年11月期連結会計年度の業績の概要」を削除するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補充情報

（添付書類の差替え）

第19期有価証券報告書を提出したことに伴い、平成30年2月16日に提出した有価証券届出書に添付していた「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差し替えます。

（添付書類の削除）

「平成29年11月期連結会計年度の業績の概要」

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___ 罫で示してあります。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第18期（自平成27年12月1日 至平成28年11月30日）平成29年2月27日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第19期第1四半期（自平成28年12月1日 至平成29年2月28日）平成29年4月14日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第19期第2四半期（自平成29年3月1日 至平成29年5月31日）平成29年7月14日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第19期第3四半期（自平成29年6月1日 至平成29年8月31日）平成29年10月13日関東財務局長に提出

（訂正後）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第19期（自平成28年12月1日 至平成29年11月30日）平成30年2月26日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成30年2月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を平成30年2月26日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本届出書提出日(平成30年2月16日)までの間において生じた追加は、以下の通りであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下に追加記載したものを除き、本有価証券届出書提出日(平成30年2月16日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

【事業等のリスク】

(1)-(7) 変更なし

—

(8) 継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、第18期連結会計年度におきましては、営業損失411,940千円、経常損失428,946千円、第19期連結会計年度におきましては、営業損失1,251,537千円、経常損失1,202,755千円を計上する予定となっております。営業キャッシュ・フローにつきましては、第18期連結会計年度は、118,187千円の支出、第19期連結会計年度は787,152千円の支出があり、2期連続でマイナスの営業キャッシュ・フローを計上する予定となっております。現在の低迷した売上状況が継続すれば、営業損失が継続し資金繰りに懸念が生じる可能性があります。当該状況等により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象が発生することになります。

—

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年2月26日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成30年2月26日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。